

伊万里総合庁舎樹木等維持管理業務仕様書

この仕様書は、佐賀県(以下「県」という)が樹木等維持管理業務を委託する業務内容に関して必要な事項を示すものである。

(業務の範囲)

第1条 委託業務の範囲は、伊万里総合庁舎敷地内をいう。

なお、業務対象範囲については、別添「樹木位置図」及び「除草平面図」のとおりである。

規格	樹木名	数量	単位	実施時期	計
高木剪定 C=0.6m～1.2m未満	アラカシ	1	本	6月～9月	15
	クロガネモチ(2本立)	2	本	6月～9月	
	クロガネモチ(3本立)	2	本	6月～9月	
	クロガネモチ(4本立)	2	本	6月～9月	
	クロガネモチ	4	本	6月～9月	
	キンモクセイ	1	本	6月～9月	
	ヤマモモ	3	本	6月～9月	
高木剪定 C=0.6m未満	ウメ	2	本	6月～9月	14
	クロガネモチ	6	本	6月～9月	
	クロガネモチ(2本立)	2	本	6月～9月	
	モッコク(4本立)	1	本	6月～9月	
	モッコク	2	本	6月～10月	
	サザンカ	1	本	6月～9月	
中木剪定 H=2.0m～3.0m未満	アラカシ	1	本	6月～9月	29
	サザンカ	19	本	6月～9月	
	ウメ	9	本	6月～9月	
球形剪定 H=1.0m～2.0m未満	タマイブキ	38	本	6月～9月	47
	ツゲ	2	本	6月～9月	
	ハマヒサカキ	1	本	6月～9月	
	ヒラドツツジ	5	本	6月～9月	
	シャリンバイ	1	本	6月～9月	
寄植低木剪定	サツキツツジ	58.4	m ²	6月～9月	69
	ハマヒサカキ	9.6	m ²	6月～9月	
	ヒラドツツジ	1.0	m ²	6月～9月	
寄植中木剪定	サツキツツジ	23.1	m ²	6月～9月	186
	サツキツツジ・ヒラドツツジ	54.8	m ²	6月～9月	
	マキノキ	35.1	m ²	6月～9月	
	ヒラドツツジ	46.0	m ²	6月～9月	
	サザンカ	10.2	m ²	6月～9月	
	ツバキ	16.8	m ²	6月～9月	
消毒・防除	夏季(スミチオン)	500	ℓ	6月～9月	
草刈	草刈～搬出	2265.30	m ²	6月～9月	
処分(一般廃棄物)	剪定枝	5	台	2トン車	
	刈草	2265.30	m ²		
高所作業車一式	高所作業車	2	日	2日分	

(業務の内容)

第2条 業務の内容は前条(業務の範囲)のとおりである。

なお、業務を行うに当たって樹木等の状況を十分把握し、適切な機材及び安全な薬剤等を使用し、県が認める業務の提供を行わなければならない。また、薬剤散布においては使用地域周辺の住民等へ健康被害等に十分配慮し、薬剤の使用基準を遵守し実施すること。

(安全の確保)

第3条 作業の実施に当たっては、人・施設等に危害または損害を与えないよう万全の措置を行うこと。危害または損害を与えた場合あるいはその恐れがある場合は、作業責任者は直ちに県に報告し、その指示を受けるものとする。

特に、暑さが続く中での作業では熱中症対策を万全に行い、ハチ、マムシなどに注意して作業員の健康管理に留意すること。

(実施計画書)

第4条 作業実施時期の計画予定表をもって、必要に応じて県と打合せを行うものとする。

なお、作業実施時期については、承認なく変更しないこと。作業は土日祝日等、なるべく庁舎への人の出入りが少ない日に行うこと。

(実施報告書)

第5条 作業終了の際は、完了報告書として作業前・作業中・作業後・処分の写真を提出しなければならない。